大阪府肝炎医療コーディネーター養成等に関する要綱

参考資料１

（目的）

第１条　この要綱は、大阪府肝炎医療コーディネーター（以下「府コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、大阪府（以下「府」という。）の肝炎対策を推進することを目的とする。

（基本的な役割）

第２条　府コーディネーターは、第６条第１項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

２　府コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

（配置）

第３条　府コーディネーターの配置については、次のとおりとする。

（１）肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、肝炎専門医療機関は、府コーディネーターを１名以上配置するものとし、肝炎協力医療機関その他の医療機関及び検診機関は、府コーディネーターを１名以上配置するよう努めるものとする。

（２）府の保健所及び肝炎対策担当部署は、府コーディネーターを１名以上配置するものとする。

２　府は、市の保健所及び肝炎対策担当部署に対し、府コーディネーターが１名以上配置されるよう働きかけるものとする。

３　拠点病院、肝炎専門医療機関、府の保健所及び肝炎対策担当部署の長においては、人事異動等により府コーディネーターが欠けることがないよう、計画的な配置に努めるものとする。

（活動内容）

第４条　府コーディネーターの主な活動内容は、配置される機関に応じて、次のとおりとする。

（１）拠点病院、肝炎専門医療機関、肝炎協力医療機関その他の医療機関及び検診機関

ア　肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

イ　肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ　肝臓病教室等への参加

エ　アからウまでのほか、第２条第１項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

（２） 府及び市の保健所若しくは肝炎対策担当部署

ア　肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発

イ　肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ　肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

エ　アからウまでのほか、第２条第１項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

（養成）

第５条　府は、第３条第１項に規定する配置箇所に府コーディネーターが配置されるように、府コーディネーターの養成研修を行うものとする。

２　前項に規定する養成研修の内容は、主に次に掲げるとおりとする。なお内容ごとの到達目標については概ね（別紙）のとおりとする。

（１）府コーディネーターに期待される役割、心構え

（２）肝疾患の基本的な知識

（３）府の肝炎対策

（４）府における肝疾患診療連携体制

（５）肝炎患者等に関する医療現場等の実例

３　第1項に規定する養成研修の有効期間は５年間（養成研修を受講した日から起算して５年後の属する年度の末日）とする。

（認定）

第６条　知事は、次に掲げる全ての要件を満たす者を、府コーディネーターとして認定するものとする。

（１）第３条第１項（１）に規定する医療機関従事者若しくは同項（２）及び同条第２項に規定する機関において肝炎対策業務を担当する者

（２）第５条に規定の養成研修を受講した者

（３）第２項に規定する府コーディネーター名簿への登録に同意した者

２　知事は、第１項の規定により府コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式１）を交付するとともに、大阪府肝炎医療コーディネーター登録名簿（様式２）への登録を行うものとする。

３　府コーディネーターが配置されている機関（以下「配置機関」という。）の長は、府コーディネーターが第９条（３）に該当することとなった場合、府に辞退届（様式３）を提出するものとする。

４　前項の規定により、認定を取り消された者が、養成研修の有効期間内に、再度、肝炎対策業務を担当することとなり、府コーディネーターの認定を受けようとするときは、配置機関の長は、大阪府肝炎医療コーディネーター再認定願（様式４）を府へ提出し、認定を受けなければならない。

（遵守事項）

第７条　府コーディネーターは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

（１）府コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第９条の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（２）活動にあたっては、公正かつ親切な態度に努めること。

（３）府コーディネーターの身分を私的な利益、営業目的のために用いないこと。

（４）知事から活動内容について報告を求められた場合には、その求めに応じ、報告すること。

（変更）

第８条　府コーディネーターの登録内容の変更があった場合、所属長は知事に変更届（様式５）を提出しなければならない。

（取消）

第９条　知事は、府コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第６条第１項に規定する認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消された者は、同条第３項に規定する認定証を返納しなければならない。

（１）府コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき。

（２）第５条第３項に規定する養成研修の有効期間内に、同養成研修を受講しなかったとき。

（３）府コーディネーターの認定を受けた者が、退職や設置機関内の配置転換により肝炎対策業務の担当から外れたときや、疾病その他の理由により継続することが困難となったとき。

（活動把握）

第１０条　府は、配置機関に対し、必要に応じ、その活動状況の報告（様式６）を求めることができるものとする。

（公表）

第１１条　府は、配置機関ごとの登録人数の一覧を作成し、公表するものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、府コーディネーターについて必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成３０年９月５日から施行する。

（経過措置）

第２条　第３条第１項の規定については、この要綱が施行されてから３年後の属する年度から適用するものとする。